

岸和田市中小企業サポート融資 利子・信用保証料補給制度のご案内

岸和田市では、市内における小規模事業者の経営を支援するため「岸和田市中小企業サポート融資」を借り入れた事業者に対して、返済利息と信用保証料の一部を補助する制度があります。

◇ 対象者

岸和田市中小企業サポート融資を受けた方で、金融機関に対し約定通り返済を履行している方

《対象外》

以下の場合は補給対象外となります。

- ・返済期日の延期等返済条件に係る契約内容を変更した場合
- ・約定期日に遅延して返済された場合
（ただし、利子補給金は補給対象期間に限る）
- ・事業を廃止（倒産）した場合
- ・市税に滞納がある場合

1. 「利子補給金」

融資の実行の日から完済の日までに金融機関に支払った利子に対して、融資実行の一年後から一部を補給します。

対象者には一年ごとに市から申請書をお送りします。

2. 「信用保証料補給金」

岸和田市中小企業サポート融資に係る信用保証料に対して、完済後に 10 万円を上限として補給します。

対象者には市から申請書をお送りします。

お問い合わせ

岸和田市 魅力創造部 産業政策課 事業者支援担当

電話：072-423-9485

〒596-8510 大阪府岸和田市岸城町 7 番 1 号 岸和田市役所別館 4 階